

平成 28 年 4 月 1 日制定 平成 28 年 4 月 1 日実施 令和 4 年 4 月 1 日改訂 令和 5 年 4 月 1 日改訂	ガバナンス委員会規程	—
		アイカ工業株式会社

(目的)

第 1 条 ガバナンス委員会は、取締役会の諮問機関として取締役会議長より諮問を求めた事項について答申を行う事を目的とする。尚、本委員会は、諮問機関であるため、意思決定機能は有さない。
具体的な事項例は第 6 条に記す。

(構成)

第 2 条 ガバナンス委員会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 代表取締役会長、代表取締役 社長執行役員、常勤監査等委員
- (2) 社外取締役、社外監査等委員
- (3) その他委員長が必要と認めた者

(開催)

第 3 条 ガバナンス委員会は、原則として年 2 回行うものとする。尚、取締役会からの要請に応じて委員長が本委員会の開催招集する場合は随時開催する。

(委員長)

第 4 条 ガバナンス委員会の委員長は、上席社外取締役がこれに当たる。

2. 上席社外取締役が不在その他の事由により委員長を務めることができないときは、上席社外取締役の指名した者が代行する。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長の職務は、次のとおりとする。

- (1) ガバナンス委員会を招集する。
- (2) 議題の承認及び決定を行う。
- (3) 議題を立案又は事務局へ立案を指示する。
- (4) 必要に応じて、臨時参加者の承認及び決定を行う。

(付議事項)

第 6 条 ガバナンス委員会に付議する事項は、①審議事項、②報告事項とし、その内容を次のとおりとする。

- (1) 経営理念の改定
- (2) アイカグループ行動指針の改定、範囲拡大
- (3) 会社法内部統制システムにもとづく基本方針の改定
- (4) ダイバーシティーに関する方針の制定・改定
- (5) 当社の統治体制の変更、新規設立
- (6) 取締役会、取締役の役割・責務に関する再定義
- (7) 取締役会の実効性分析・評価
- (8) 取締役候補者の指名
- (9) 取締役の報酬
- (10) マネジメント人材の育成方針、育成計画の立案、制定及び改定
- (11) その他委員長が必要と認める事項

(議題通知)

第7条 議題は、事前に参加者に通知することを原則とする。

- 2 議題を提案しようとする者は、あらかじめ事務局を経て委員長に届出、承認を得ることを要する。ただし、緊急を要する場合、この限りではない。

(事務局)

第8条 ガバナンス委員会の事務局は総務部におく。

- 2 事務局の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 招集の通知
 - (2) 議題の通知
 - (3) 必要資料等の整備
 - (4) 議事録の作成及び保管
 - (5) その他必要とされる事項

(欠席通知の義務)

第9条 ガバナンス委員会に欠席せざるを得ない事由があるときは、事前に事務局を通じ委員長に届け出なければならない。

(議事録の作成)

第10条 ガバナンス委員会における議事の経過及び結果等については事務局において、これを議事録に作成する。

(機密等の保持)

第11条 ガバナンス委員会に出席した者又は会議の事務に従事する者は、委員長の許可なく自己の知り得た会議の内容等を他に漏洩してはならない。

(制定・改廃)

第 12 条 この規程の制定・改廃は、代表取締役社長が決裁する。

(附則)

第 13 条 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

以上